

特 記 仕 様 書

本特記仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が受注者に対し委託する管理用道路及び周辺道路清掃等業務委託に適用する。

また、本特記仕様書は業務の基本的な内容を示すものであり、状況に応じ本書に記載されていない事項であっても受注者は、発注者が業務遂行上必要と認める作業は実施するものとする。

1. 委託名 管理用道路及び周辺道路清掃等業務委託

2. 委託場所 千葉市若葉区中田町他

3. 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで

4. 業務内容

（1）中田最終処分場管理用道路及び周辺道路清掃

- ・ 図面1に示す周辺道路のごみ等の収集を行う。また、一部区間のU字溝の清掃を行う。
 - ・ 管理用道路内は、別紙図面に示す範囲内のU字溝の落ち葉、砂等を取り除くと共に雑草の除去を行う。
 - ・ 収集したごみ等は、旧中田最終処分場内で可燃ごみ、不燃ごみ、処理困難物等に分別した後、指示する清掃工場または新浜リサイクルセンターへ搬入する。
- なお、処理困難物の扱いは別途指示する。

（2）下田最終処分場の周辺道路清掃

- ・ 図面2に示す周辺道路のごみ等の収集を行う。
- ・ 収集したごみ等は（1）と同様に処理する。

5. 作業面積

道路清掃の総延長 13.85 km

除草の総面積 2,624㎡

6. 作業時期

（1）道路清掃の実施回数及び時期

- ・ 3回/年とし、実施時期は原則8月～9月、12月、翌年3月とする。

(2) 除草の実施回数及び時期

- ・ 1回/年とし、実施時期は原則8月～9月とする。

7. 機材等

- ・ 業務に必要な機材、人員等は全て受注者の負担とする。

8. 注意事項

- (1) 関係法令を遵守するとともに、常に安全を心掛け処分場に隣接する土地の所有者に対し、迷惑等の掛からないように注意すること。
- (2) 作業従事にあたり、熱中症対策等を必ず実施すること。
- (3) 処分場及び調整池の周辺道路、側溝等に飛散した草は清掃すること。

9. 疑義

- ・ 本特記仕様書に関し、疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者と協議して定める。